



宮城県建設業国民健康保険組合

宮建 国保だより

令和5年1月1日発行 Vol. 140



謹賀新年

冬の伊豆沼の朝の飛び立ち

目次

- 新年のご挨拶…………… 2
- 令和4年度 支部長等会議を開催…………… 3
- 確定申告をお願いします
～確定申告書の控えは大切に保管しましょう～ …… 3
- 資格喪失後に宮建国保の保険証を使っていますか?… 3
- 労災保険に加入していますか? …… 3
- 組合独自の給付が受けられます …… 4～5
- 交通事故等の第三者行為の被害に遭ったときは …… 6
- ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう …… 6

- ★適用除外承認を受けて加入している宮建国保（建設国保）は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません… 7
- 支部からのお便り～白石支部～…………… 8
- TOPICS …… 8

宮建国保ホームページ
<http://www.miyaken-kokuho.com/>

宮建国保で 検索  



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご家族共々健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、国保組合の事業運営に対しまして、常日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、2月にロシア軍のウクライナ侵攻が始まり、それに伴って、原油をはじめとする資源価格の高騰や各種資材・原材料の供給不足・遅延が生じ、世界経済や我々の生活にも大きな影響が出ており、1日も早く戦争が終結し、平和が訪れることを祈っています。

また、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の流行については、オミクロン株による第6波、第7波、第8波の発生により、医療がひっ迫するなど様々な問題が生じました。

一方、県内では、仙台育英高が夏の甲子園大会で優勝し、東北の悲願であった優勝旗の白河の関越えという嬉しいニュースがありました。

組合の財政状況については、皆様の多大なるご理解とご協力により、法定積立金などの各種積立金が確保され、安定的な運営ができる状況となり、令和3年4月からの保険料の減額改定を受けての令和3年度決算においても、おかげさまで実質黒字となりました。

他方、保険料の増額改定や社保未加入の厳格化、震災復興の終了、組合員の高齢化など様々な要因が重なり、組合員の減少に歯止めがかからない状況が続いているため、組合に「加入促進・脱退防止策検討会議」を設置し、保険料の更なる減額など必要な施策を令和5年度から順次実施する方向で検討を重ねています。

来年度の事業につきましては、病気の予防や早期発見、早期治療に繋がる特定健診、特定保健指導の受診勧奨や人間ドックなどへの助成を行うとともに、医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知、レセプト点検の強化等も継続して参ります。

また、昨年実施されました課税標準額調査の結果(前回調査(平成30年度実施)に比べ1人当たりの課税標準額が約4万円の増加となりました。)に基づき、令和6年度からの補助金が交付されることとなりますが、変更となっても組合の事業が左右されぬよう、先を見据えた取組みの強化などに努めて参ります。

国保組合を取り巻く情勢は大変厳しいものがありますが、今後も県連及び各単組の方々のお力添えをいただきながら、各種事業のサービス向上に取り組んでいく所存です。

皆様のご健勝、ご多幸、併せて新型コロナウイルス感染症が収束し、1日も早く以前の日常生活に戻れるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



令和5年元旦
宮城県建設業国民健康保険組合
理事長 鎌内 誠次

令和4年度 支部長等会議を開催

令和4年9月29日（木）令和4年度支部長等会議が開催され、宮建国保「加入促進・脱退防止策検討会議」の検討内容の報告があり、支部長及び組合会議員から意見を聴取されました。



確定申告をお願いします～確定申告書の控えは大切に保管しましょう～

確定申告は毎年していますか？ 所得額に関係なく、**必ず確定申告をお願いします。** 確定申告をしないと、「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」を交付されないほか、入院した時など一定額以上の医療費を支払った場合に支給される高額療養費の受給もできません。

確定申告書は公的な証明となりますので、申告書の「**職業欄**」に**建設業の業種を必ず記入**して申告していただきますようお願い申し上げます。

税務署長 令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B FA0125

住所 (又は事業所事務所等)	個人番号	フリガナ	氏名	性別 男 女	職業	生年月日	電話番号	整理番号
令和 年 月 日 住所					この部分です			
収入	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の表示	特農
事業	営業等	ア						
業	農業	イ						
不	不動産	ウ						
利	子	エ						
配	当	オ						
課税される所得金額 (①-⑤)又は第三表 上の⑥に対する税額 又は第三表の⑥	26							000
配当控除	28							
区分	29							
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	30							00

第一表 (令和四年分以降用)

資格喪失後に宮建国保の保険証を使っていませんか？

宮建国保を資格喪失してから、医療機関で宮建国保の保険証を使用した場合は、宮建国保が負担した医療費7割（又は8割）等は返還していただくことになります。

こんなケースに該当していませんか……

- 会社に就職して社会保険に加入することになったが、新しい保険証が届いていない等の理由で、宮建国保の保険証を使っていた。
- 組合員と異なる住所に転居した事により資格のなくなった家族が、資格喪失の手続きをするまでの間に宮建国保の保険証を使っていた。
- 法人事業所の従業員等（適用除外承認を受けて加入していた組合員とその家族）が、退職日の翌日まで遡って資格を喪失し、その間に宮建国保の保険証を使っていた。

労災保険に加入していますか？

業務上のケガや病気、通勤途上のケガ等は宮建国保の保険証ではなく、労働者災害補償保険（労災保険）でかかることになります。

万が一、保険証を使用した場合は速やかに宮建国保（所属している支部）にご連絡下さい。

組合独自の給付が受けられます

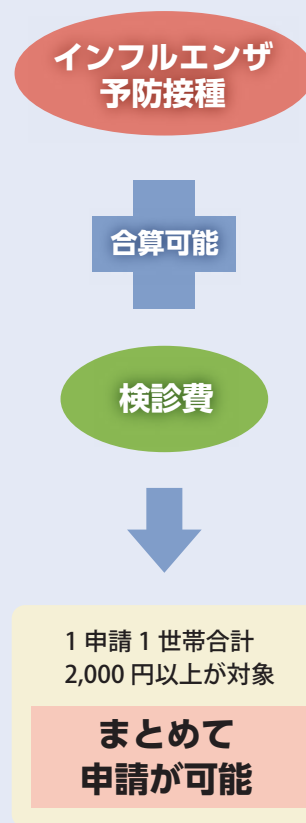
当組合では、法定給付の他に加入者の生活の一助となるよう、次の給付を支給しています。

	傷病手当金	出産手当金
区 分	組合員が病気やケガ等で仕事ができないときに支給されます。	女子の組合員が出産のため仕事ができないときに支給されます。
支給要件及び日数	組合員が保険診療を受けて、医師が4日以上の上労務不能（事業又は業務に従事することができない。）と認められた場合で、認められた初日から起算して2年間で70日を限度	女子の組合員が出産のため、医師が労務不能（事業又は業務に従事することができない。）と認められた日数で、産前20日、産後40日以内（分娩日は産前とする。）を限度
支給額（1日当り）	法人事業主 5,000円 第1種組合員 5,000円 第2種組合員 4,000円 第3種組合員 4,000円	法人事業主 5,000円 第1種組合員 5,000円 第2種組合員 4,000円 第3種組合員 3,500円
支給時期	労務不能と認められた月の3ヶ月後以降	申請月の翌月中旬頃
必要書類	様式17号 傷病手当金支給申請書	様式17-2号 出産手当金支給申請書
手続きの流れ	①支部から申請書をもらい、裏面に医師の証明を受け、支部へ提出 ※診断書は必要ありません。	①支部から申請書をもらい、申請書に医師又は助産師の証明を受け、支部へ提出 ※診断書は必要ありません。
	②宮建国保で医療機関からの診療報酬明細書を確認して審査	②宮建国保で審査
	③支給決定後、組合員が指定した金融機関口座へ送金	③支給決定後、組合員が指定した金融機関口座へ送金
留意事項	①支給対象外となるものの事例 ・ 仕事上のケガ ・ 交通事故によるケガ ・ ケンカ等によるケガ ・ 自分でわざとした行為や犯罪によるケガ	①家族の出産は対象外です。
	②ケガ等の場合は、申請書表面の「負傷の原因」欄に原因を詳しく記入してください。	②出産手当金が支給される場合、その期間、傷病手当金は支給されません。
	③新型コロナウイルス感染症に関する申請は、上記内容と異なる場合がありますので、宮建国保ホームページ閲覧又は支部へお問い合わせください。	

	検診費補助金	人間ドック等助成金
区 分	被保険者が市町村で実施している各種がん検診等を受けたときに支給されます。	被保険者が人間ドック・脳ドック・健康診断・アスベスト検診を受けたときに支給されます。
支給要件	市町村が実施している各種がん検診等で、1申請（1世帯受診費用合計）2,000円以上を対象	
支給額	自己負担額の5割	費用の5割、23,000円を限度 ※脳ドックで前年度に助成を受けている場合は2.5割、23,000円を限度
支給時期	申請月の翌月中旬頃	申請月の翌月中旬頃

必要書類	①様式 18 号 検診費補助金支給申請書	①様式 19 号 人間ドック等助成金支給申請書
	②領収証（原本）	②領収証（原本）
手続きの流れ	①支部から申請書をもらい、領収証（原本）を添付して、支部へ提出	
	②宮建国保で審査	
	③支給決定後、組合員が指定した金融機関口座へ送金	
留意事項	①領収証は、受診者名及び検診種別等が記載されたものに限ります。記載がない場合は明細書（写し）が必要です。	①領収証は、受診者名及び検診種別等が記載されたものに限ります。記載がない場合は明細書（写し）が必要です。
	②1世帯分まとめでの申請が可能です。（インフルエンザ予防接種費用を合算し、2,000円以上になれば助成対象）	②領収証の宛名は受診者個人名であること。 ※会社名、会社名+個人名は不可です。
	③個別に医療機関等で受診された検査・検診は助成対象外です。	③人間ドックは、特定健診分を除いた費用を対象とします。
	④特定健診の中の詳細項目（貧血・心電図・眼底・クレアチニン検査）は、検診費の助成対象外です。（医師の指示により受けた詳細項目は特定健診の助成対象で、医師の指示がない場合は自費です。）	④支部の団体に受診した場合は、助成額を差引いて自己負担されていますので、既に助成済です。重複での助成は出来ません。

区 分	インフルエンザ予防接種助成金
	被保険者がインフルエンザ予防接種を受けたときに支給されます。
支給額	費用の5割
支給時期	申請月の翌月中旬頃
必要書類	①様式 25 号 インフルエンザ予防接種助成金支給申請書
	②領収証（原本）
手続きの流れ	①支部から申請書をもらい、領収書（原本）を添付して、支部へ提出
	②宮建国保で審査
	③支給決定後、組合員が指定した金融機関口座へ送金
留意事項	①1世帯分まとめでの申請が可能です。（受診費用を合算し、2,000円以上になれば助成の対象）
	②領収証（原本）※医療機関名・費用額・接種者名・「インフルエンザ予防接種」と記載のあるもの。 記載がない場合は、他に予防接種済証が必要です。（明細書の写し、又は、子供の場合は母子手帳の写しでも可）
	③領収証の宛名は受診者個人名であること。 ※会社名、会社名+個人名は不可。



※それぞれが2,000円以上の場合、申請は別々にお願いいたします。

交通事故等の第三者行為の被害に遭ったときは

交通事故等、第三者の加害行為によるケガ等の治療費用は、本来、加害者が負担すべきものです。
ただし、加害者がすぐに損害賠償にに応じてくれなかった場合等は、宮建国保に届け出ることで、一時的に宮建国保の保険給付を受けることができます。

◆第三者による行為についての事例◆

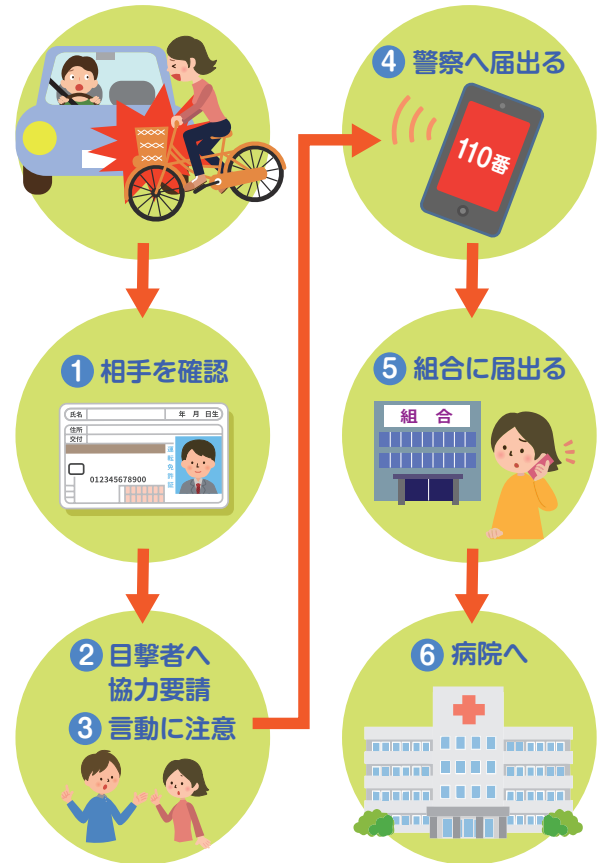
- ・交通事故 ・ケンカや暴力行為
- ・落下物等でのケガ
- ・他人の所有する動物に危害を加えられた場合等

交通事故などの第三者行為によるケガ等で保険証を使用する場合は、届出に必要な下記の書類を送付致しますので、**必ず宮建国保(所属支部)に連絡して下さい。**

【必要書類】

- ① 第三者の行為による被害届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 第三者行為基本調査書
- ④ 念書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 交通事故証明書(原本)及び
人身事故証明書入手不能理由書

(※人身事故証明書入手不能理由書は、交通事故証明書で「物件事故」扱いの場合)



※ 各種給付金申請書及び第三者行為に関する所定書類は、宮建国保ホームページからダウンロードすることが出来ます。その際も申請等は支部へ提出してください。

ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同等の効果がありながら価格が安く設定されており、**医療費の節約**に大きく役立ちます。



本当に安全なの？

国の定める品質基準に基づいて製造されているので安心です。また、新薬と有効成分やその含有量が同じなので、同等の効果が得られます。

どうして安いのか？

新薬の特許期間が終了した後に販売が許可される薬なので開発コストがかからない分、新薬に比べ安価になります。

使用するには？

まずは医師や薬剤師に使用希望の意思を伝えましょう。
 ※すべての新薬にジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。

★適用除外承認を受けて加入している宮建国保（建設国保）は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません

このことについて、次のとおり国土交通省から通知が发出されています。

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

注意



元請企業や社会保険実務者の中には、「**宮建国保は社会保険ではないから、協会けんぽに加入する必要がある。**」と間違った指導をされる場合があります。

事業所を法人化
するときは…

法人事業所で
協会けんぽに移行
するときは…

支部にご相談ください！

法人化するときに、**健康保険適用除外**（法的に認められた制度）の手続きをすることにより、問題なく**宮建国保に継続加入することができます。**

健康保険適用除外の手続きをして宮建国保に加入していることは、**法的に認められた制度で、何の問題もありません。**



支部からのお便り

白石支部

letter.35

白石支部の事務所は、白石城の外堀に鯉が泳ぎ、近くの神社の木々が鮮やかな色に変わる頃は鳥たちや、保育園児のかわいらしい声、学生たちのにぎやかな声が聞こえてくる。そんな穏やかな場所にあります。

見習いの大工さんたちが学ぶ職業訓練校内に、白石市建設職組合、労働保険事務組合、宮建国保白石支部があります。

各々に担当職員が在籍していますが、来所される組合員さんは様々な用事で来られるので、不都合やご不便をおかけしないよう、職員同士連携して柔軟に対応しております。

これからはアナログからデジタルへと変化していき、マイナ保険証への切り替えやオンラインでの業務は益々進化していくことと思います。

もしかしたら、バーチャルでスポーツ大会や健康教室を開催する日が近づいているのかもしれない。

時代の流れに取り残されないよう、人材も進化していくことが大切だと感じています。

多種多様な変化についていけるよう日々精進し、組合員の皆さんに信頼される白石支部でありたいと思います。



白石城

TOPICS トピックス

令和5年版「健康づくりカレンダー」を送付いたしました。

宮建国保では、被保険者の皆様の健康管理と健康づくりのお役に立てるよう、毎年「健康カレンダー」を作成しております。

令和5年版「健康カレンダー」は12月に組合員の皆様に送付させていただきましたので、是非活用下さい!!



引き続き、新型コロナウイルス等感染症対策をしましょう